公安委員会 説明資料No. 1	総務省による公文書管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について	平成29年９月14日 総務課

1　概要

総務省行政評価局が、平成28年度の公文書管理に関する行政評価・監視結果に基づき勧告を行うもの。

(1)　公文書管理に関する行政評価・監視の趣旨

平成23年４月に施行された公文書管理法に基づく適切な文書管理を進めるため、同法施行後、一定期間経過した段階における各府省の文書管理状況について実態を把握するために実施。

(2)　調査対象機関

全府省

(3)　勧告予定日

平成29年９月19日

2　勧告概要（全府省対象）

(1)　行政文書の整理状況（ファイルの分類、保存期間の設定）

ガイドライン等に則した行政文書の保存期間の設定を確認し、誤りがある場合は是正すること。

(2)　行政文書の保存状況

保存期間が60年を超える文書について、保存状態を確認し、国立公文書館に移管すること。

(3)　行政文書の適切な保存の徹底

記録媒体に保存された電子文書が利活用可能か否か確認し、利活用できないものは是正すること。

(4)　点検・監査、研修の状況

法令等の遵守の徹底を図るための実効性のある点検・監査や研修を実施すること。

3　今後の対応方針

勧告を踏まえ、作成された行政文書の保存期間や保存状況等について、各文書管理者による点検・監査による確認の徹底を指導し、また、実効性のある教養の実施を図ることとする。

（勧告から半年後、１年半後にフォローアップが行われる予定）

公安委員会 説明資料No.2	第37回ASEAN警察長官会合 （ASEANAPOL）の開催結果について	平成29年9月14日 国際課

1　ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）（アセアナポール）

○　ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。現在は、ASEAN加盟国全10か国で構成。

○　日本は、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア等とともに、ダイアログパートナーとして参加。

2　第37回会合の概要

(1)　日程及び開催場所

平成29年9月12日（火）から3日間

シンガポール

(2)　出席者（首席代表）

栗生警察庁次長

(3)　会合の概要

ア　全体会合、首席代表会合等の各種セッションで、国際犯罪対策、国際テロ対策等を幅広く議論。

イ　当方からは、首席代表会合で、ダイアログパートナーとして発言するとともに、各国の首席代表との間で二者会談を実施し、警察当局間の連携強化を確認。

ウ　次回第38回会合は、平成30年にブルネイで開催予定。

公安委員会 説明資料No. 3	最近の五代目工藤會対策について	平成29年９月14日 暴力団対策課

1　指定暴力団五代目工藤會幹部等による殺人未遂等事件の検挙

平成29年９月８日、福岡県警察は、平成23年２月９日に発生した拳銃使用の殺人未遂等事件で、五代目工藤會幹部等６名を検挙した。

(1)　被疑者

五代目工藤會幹部（54歳）ほか５名

(2)　被害者

建設会社社員　Ａさん（男性・当時50歳）

(3)　事案の概要

被疑者らが、共謀の上、被害者を殺害しようと企て、平成23年２月９日夜、北九州市小倉北区内の建設現場事務所において、被害者に対し、殺意をもって拳銃を発射し、その身体に命中させたが、傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったもの。

2　指定暴力団五代目工藤會総裁等に対する損害賠償請求訴訟等について

平成29年８月25日、福岡地方裁判所に対し、五代目工藤會総裁等を相手方とする下記の損害賠償請求訴訟の提起等がなされた。

(1)　元警察官に対する組織的な殺人未遂事件に係る損害賠償請求訴訟

ア　事案概要

五代目工藤會総裁らが、共謀の上、工藤會の組織により被害者（元警察官：当時61歳）を殺害しようとした殺人未遂事件に関し、損害賠償請求訴訟を提起したもの。

イ　当事者

○　原告　被害者

○　被告　五代目工藤會総裁　ほか５名

ウ　請求額

約2,900万円

(2)　元漁協組合長に対する殺人事件に係る損害賠償命令申立

ア　事案概要

五代目工藤會総裁らが、共謀の上、被害者（元漁協組合長：当時70歳）を殺害した殺人事件に関し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第23条の規定に基づき、損害賠償命令の申立てをしたもの。

イ　当事者

○　申立人　被害者の親族

○　相手方　五代目工藤會総裁　ほか１名

ウ　請求額

約7,800万円

公安委員会 説明資料No. 4	平成29年上半期における交通死亡 事故の特徴等について	平成29年９月14日 交通企画課

１．平成29年上半期における交通死亡事故の特徴について

○　交通事故死者数は減少傾向にあり、平成29年上半期の交通事故死者数は1,675人(前年上半期比 -152人、-8.3%)。人口当たり死者数は、高齢者を含めて減少傾向にあるものの、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は54.4%で高い水準【P2】

○　状態別死者数は自動車乗車中(36.0%)、歩行中(34.4%)が多く、類型別死亡事故件数は正面衝突等(正面衝突、路外逸脱、工作物衝突)(33.0%)、横断中(23.3%)、出会い頭衝突(13.5%)が多い。【P3】

○　状態別死者数はいずれも減少傾向にあり、平成29年上半期は前年上半期と比較していずれも減少【P4】

○　歩行中死者数は高齢者を含めて減少傾向にあるが、人口当たり死者数は高齢者ではおおむね年齢層が高いほど多い傾向。法令違反あり死者数は61%で高い水準【P5-6】

○　自転車乗用中死者数は減少傾向にあるが、法令違反あり死者数は78%で高い水準【P7】

○　75歳以上高齢運転者による死亡事故件数はほぼ横ばい傾向であるが、死亡事故全体に占める構成比は増加傾向。80歳以上高齢運転者による死亡事故は件数、構成比ともに増加傾向【P8-9】

○　免許人口当たり死亡事故件数は、いずれの年齢層も減少傾向にあるが、高齢の運転者ほど高い水準【P10】

２．平成29年秋の全国交通安全運動を見据えた詳細分析について

（１）シートベルト着用状況に係る分析

○　18歳～24歳の運転者に同乗した同世代の者、70歳以上の運転者に同乗した同世代の者が、後部座席シートベルト非着用により死亡する事故が多い傾向【P14-15】

○　後部座席シートベルト非着用による死者は、運転者の友人・知人が最も多く、次いで親、配偶者、仕事の同僚の順に多い。そのうち、18歳～24歳の運転者では友人・知人が、70歳以上の運転者では配偶者が死亡する事故が多い。【P16】

（２）チャイルドシート使用状況に係る分析

○　チャイルドシート不使用により、幼児が死亡・重傷する重大事故につながる危険性が高くなる傾向【P18-19】

○　チャイルドシート不使用による幼児の死重傷者は、本来なら装備・使用が当然とされている運転者の子供や孫がそのほとんどを占めており、乗車方法は、抱っこや大人用シートベルト着用のように十分な安全確保につながらない対応を行っている場合も多い。【P20】

（３）薄暮時間帯・夜間における死亡事故に係る分析

○　死亡事故は一日の中で日没時刻と重なる17時台～19時台に最も多く発生し、薄暮時間帯における死亡事故は年末にかけて大幅に増加する傾向【P22-24】

○　薄暮時間帯・夜間の死亡事故は「自動車対歩行者」による事故の割合が高く、高齢歩行者が死亡する場合が多い。【P25-27】

○　「自動車対歩行者」死亡事故による歩行中死者の通行目的は、男性・女性高齢者ともに薄暮時間帯の散歩・買物・訪問が多い。【P28-29】

○　「自動車対歩行者」死亡事故(夜間・自動車直進中)において一定の条件下で発生したものを調査分析した結果、前照灯上向き点灯(ハイビーム)により衝突回避できた可能性が高い事故が126件(約56%)あったことから、上向き点灯は事故防止に一定の効果が認められる。【P30】

<今回の詳細分析のポイントと主な対策について>

○　18歳～24歳・70歳以上の運転者に同乗した同世代の者が、後部座席シートベルト非着用により死亡する事故が多い。

⇒　運転者と親しい間柄同士で同乗する場合であっても、シートベルト着用を徹底するよう指導。

○　運転者の子供や孫の幼児を乗車させる場合、抱っこや大人用シートベルト着用では安全にはつながらない。

⇒　国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートを適正に使用するよう指導。

○　死亡事故は一日の中で17時台～19時台に最も多く発生し、薄暮時間帯の死亡事故は年末にかけて大幅に増加。

⇒　これらの事故実態等を踏まえ、前照灯の早めの点灯や反射材用品等の着用を広報啓発。

○　「自動車対歩行者」死亡事故(夜間・自動車直進中)において一定の条件下で発生した事故は、前照灯上向き点灯（ハイビーム）を使用していれば126件(約56%)の事故は衝突回避できた可能性が高い。

⇒　自動車運転者に対して前照灯上向き点灯の使用を励行。

上記のほか、今回の分析結果等を踏まえて、平成29年秋の全国交通安全運動等を活用して具体的な対策を実施。

※　別添資料省略

公安委員会 説明資料No. 5	平成29年秋の全国交通安全運動の 実施について	平成29年9月14日 交通企画課

1　実施期間
平成29年9月21日(木)から同月30日(土)までの10日間

2　主催
内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

3　運動の目的、運動重点等
広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1)　全国重点
○　子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
○　夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
○　全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
○　飲酒運転の根絶

(2)　地域重点
地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定めることができる。

4　警察における重点的取組
各都道府県における交通事故実態等について精緻な交通事故分析を実施し、地域の実情を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策を実施

(1)　歩行者関係
ア　地域の実態に即した街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
※　期間中に通学路における全国一斉取締りを実施
イ　反射材用品等の普及・着用の促進

(2)　自動車運転者関係
ア　運転中のスマートフォンの画面注視等の禁止の周知徹底及び指導取締り
イ　前照灯の早めの点灯や夜間の対向車・先行車がいない状況における上向き点灯（ハイビーム）の使用の励行等の広報啓発
ウ　シートベルトやチャイルドシートの適切な使用に関する広報啓発

(3)　高齢運転者関係
ア　加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの交通安全教育及び広報啓発
イ　運転免許証の自主返納制度及び支援措置、運転適性相談窓口、改正道路交通法の内容等の周知徹底
ウ　セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発

(4)　自転車利用者関係
ア　「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育
イ　交通事故発生のリスクや加害者になった場合の責任の重大性等を理解させるための広報啓発